○日田市ごみ集積所の防鳥ネット購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみ集積所におけるカラス等によるごみの散乱を防止し、生活環境の保全及び地域の美化を図るため､防鳥ネットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日田市補助金等交付規則（平成９年８月１日日田市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となるごみ集積所）

第２条　補助金の交付の対象となるごみ集積所は、市が家庭系一般廃棄物を収集するため、地域住民が共同して利用するごみ集積所とする。

２　前項の規定にかかわらず、共同住宅専用集積所に設置する場合は、補助の対象としない。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定するごみ集積所を利用する者の代表者又は当該ごみ集積所を管理する者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、ごみ集積所に設置する防鳥ネット及びその設置に必要な支柱、ロープ、ハトメ、結束具その他これらに類する資材の購入に要する経費とする。

２　前項の経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

３　設置に係る人件費、作業費、既存設備の撤去費その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額とし、ごみ集積所１か所につき5,000円を限度とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てるものとする。

（補助回数）

第６条　補助金の交付は、同一のごみ集積所について、１年度につき１回を限度とする。

（交付申請及び請求）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、防鳥ネットの購入及び設置後、日田市ごみ集積所の防鳥ネット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　防鳥ネットの購入に係る領収書等の写し

（２）　防鳥ネット設置後の写真

（補助金の交付申請の時期）

第８条　補助金の交付申請の時期は、防鳥ネットを購入した日から起算して30日以内又は購入した年度の３月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第９条　市長は、第７条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、日田市ごみ集積所の防鳥ネット購入費補助金交付額確定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

（補助金の返還）

第10条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（設置場所等に関する責任）

第11条　防鳥ネットの設置に関し、土地所有者その他の関係者との間に生じた問題については、申請者の責任において解決するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月２５日から施行する。